

美幌町自治基本条例新旧対照表（案）

新	旧
（議会の責務） 第27条 （略） 2・3 （略） <u>4 議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うように努めます。</u> <u>5</u> （略）	（議会の責務） 第27条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略）
（町民との情報共有と町民参加） 第29条 （略） 2・3 （略） 4 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員による開催の意思決定のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。 5 （略）	（町民との情報共有と町民参加） 第29条 （略） 2・3 （略） 4 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。 5 （略）
（行政の責務） 第32条 （略） 2 行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。 3 行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。 <u>4</u> （略）	（行政の責務） 第32条 （略） 2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。 <u>3</u> （略）